

第2回 都市計画基本方針検討小委員会

次期「三重県都市計画基本方針」の検討

令和8年7月9日

本日の説明内容

1. 前回の意見について
2. 都市計画基本方針（3章）
3. スケジュール

1. 前回の意見について 都市計画基本方針の構成（案）

第1章 はじめに

第2章 三重県の都市づくりにおける現状と課題

- 2－1 都市づくりにおける大きな潮流と三重県の状況
- 2－2 三重県の都市の現況
- 2－3 現行都市計画区域マスタープランの検証
- 2－4 三重県の都市づくりにおける課題の整理

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

- 3－1 三重県の都市づくりの方針
- 3－2 三重県がめざす都市構造の方針
- 3－3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

1. 前回の意見について

1. 前回の意見について

- 最終的に抽象的な整理とするならば、全県的なデータ整理で良いが、三重県も南部と北部では状況が異なり、人口が少ない地域でも差がある。また、線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域でデータが統合されている内容もあるため、データの整理方法を検討する必要がある。
- 現状把握から課題整理への導き方がやや強引であり、わかりづらい。
- デジタル化に関する記載はあるが、A I の活用について触れるべき。
- コンパクト・プラス・ネットワークの表現について、圏域内のものや、より広域的なものなど様々なパターンがあり、考えが統一されていないため、第3章「三重県の都市計画に関する方針」においてわかりやすく表現すべき。
- 工業系土地利用誘導ゾーンと実際の工業用地のニーズにギャップがある。特に北勢圏域では世界的企業の工場が立地しているにも関わらず、その下請け企業の工場立地に必要な用地が慢性的に不足している。
- 三重県においては、伊勢湾沿岸部の鉄道沿線に人口誘導していくこととなるが、一方で災害リスクが高い地域となっており矛盾がある。これに対して説明できる計画が必要と考える。
- 都市計画区域外においては、被災した場合に復興対象となる拠点の位置付けがないことがあり、この場合、実際の復興において相当の足かせとなるため、このようなことも踏まえた拠点設定も重要と考える。

→対応は別途「意見対応」に整理

2. 都市計画基本方針（3章）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

第1章 はじめに

第2章 三重県の都市づくりにおける現状と課題

- 2-1 都市づくりにおける大きな潮流と三重県の状況
- 2-2 三重県の都市の現況
- 2-3 現行都市計画区域マスタープランの検証
- 2-4 三重県の都市づくりにおける課題の整理

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P98～

- 3-1 三重県の都市づくりの方針
- 3-2 三重県がめざす都市構造の方針
- 3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

強じんな美し国ビジョンみえ（抜粋）

基本理念

「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』」の実現

現代の「美し国」の実現に向けて

そのためには、防災対策や医療、福祉の充実など、**暮らしの安全・安心の確保**につながる取組を着実に進めていく中で、未来を担う子どもたちの健全な育成にしっかり取り組むとともに、県内各地の特性に応じて**地域資源を磨き上げ**、新型コロナ後の変化にも対応しつつ一層の観光振興につなげるほか、人材育成や生産性の向上などにより産業の競争力を高めることで、**地域の活力の向上や産業の振興**をはじめとする地域課題の解決を図っていくことが大切です。

その際、SDGsはもとより、**カーボンニュートラルやデジタル化などの動きに対応**し、新しい考えや先端技術を取り込むことで、環境負荷が少なく、自然環境が保全されるとともに、過疎化・高齢化が加速する中でも県民の皆さんが、買い物や通院、通学などの生活面で不便を感じなくてすむように、**移動に関する地域課題の解決**を図るなど、**持続可能な地域として発展**していくことが重要になります。

また、誰もが社会から孤立することのないよう、**市町をはじめ地域のさまざまな主体と連携**しながら地域共生社会の実現に取り組むとともに、人権が尊重され、性別、年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず誰もが参画・活躍できるような環境づくりを進める必要があります。

今後、高速交通ネットワークの整備が進む中で、将来的にはリニア中央新幹線の県内駅設置が見込まれており、三重県は、日本の中のいわば「成長のコリドー（回廊）」の一部をなすことが想定されます。リニア中央新幹線により、大都市圏と短時間でつながることに加え、**県内駅を核とした地域づくり**を進めることで、三重県が飛躍的に発展していく可能性があることから、**リニア中央新幹線の効果を県内全域に波及**させるために、今後、どのように取り組んでいくべきか検討していく必要があります。

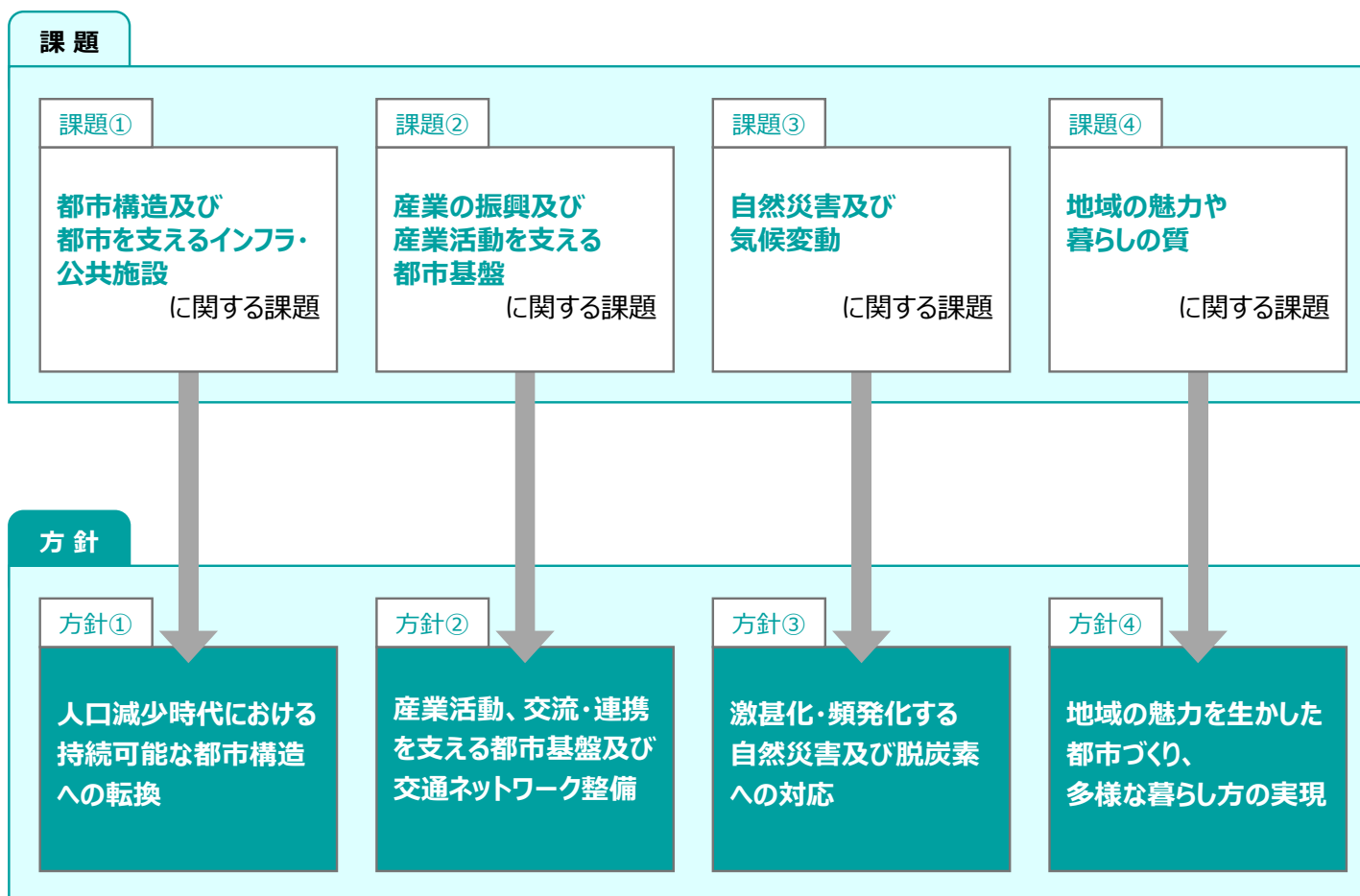
さらに、人口減少・高齢化が進む中で、今後は中長期的な観点から、医療・介護・福祉といった生活サービスが受けられるなど、**コンパクト化の視点**も含め、人口減少下における地域社会のあり方について市町と連携しながら検討していく必要があります。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

3-1 三重県の都市づくりの方針

本冊 P99



3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

第1回意見

3-1 三重県の都市づくりの方針

本冊 P100, 101

課題① 「都市構造及び都市を支えるインフラ・公共施設」に関する課題

都市づくりの方針①

「人口減少時代における持続可能な都市構造への転換」

- 人口減少や市街地の低密度化を見据え、**居住や都市機能、特定業務施設等をまちなかや公共交通の利便性が高い拠点へ誘導**します。あわせて、公共交通や幹線道路、デマンド交通、IoT・AIを活用した自動運転等の多様な移動手段を組み合わせ、**持続可能で利便性の高い都市構造への転換を進めます。**
- 老朽化する**インフラ・公共施設**については、将来人口や需要を踏まえた集約・再編を進め、**保有量の適正化**を図ります。また、整備や維持管理に関しては、**デジタル技術・AI等の導入**を進めます。
- 各圏域で中枢的な役割の都市と周辺市町が**役割分担しながら都市機能を維持・確保**します。県は広域的な視点から、市町間の連携や将来ビジョンの共有を支援し、広域連携による都市づくりを進めます。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

3-1 三重県の都市づくりの方針

本冊 P102, 103

課題② 「産業の振興及び産業活動を支える都市基盤」に関する課題

都市づくりの方針②

「産業活動、交流・連携を支える都市基盤及び交通ネットワーク整備」

- 広域道路ネットワークを生かし、ものづくり産業の集積や企業誘致を進め、**地域経済の持続的発展**を図ります。また、成長分野に対応した**産業用地の確保**や、**研究開発・生産・地場産業連携の強化**により、地域内での付加価値循環を高め、**地域経済の持続的発展**をめざします。
- リニア中央新幹線の効果を生かし、**本社機能や研究開発機能など高付加価値部門の立地**を促進します。アクセス性の高い拠点形成やバックアップ機能の誘致を通じて、**ビジネス創出と人材交流を促す都市空間の質の向上**を図ります。
- **産業活動や観光需要を支える**ため、物流・人流の両面から道路、港湾、デジタル基盤、エネルギー供給等の**都市基盤を強化**します。あわせて、二次交通の充実や広域MaaSの導入等により、**滞在時間の増加と消費拡大**につなげていきます。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

3-1 三重県の都市づくりの方針

本冊 P104, 105

課題③ 「自然災害及び気候変動」に関する課題

都市づくりの方針③

「激甚化・頻発化する自然災害及び脱炭素への対応」

- 南海トラフ地震や豪雨災害に備え、防災インフラの機能強化や建築物・道路・上下水道の耐震化、浸水リスクの高い区域から安全な市街地への誘導など、国土強靱化の取組及び事前復興まちづくりの取組を進めます。
- 住民・企業・関係団体が災害リスクを共有し、主体的に行動できる体制づくりを進めます。また、リスクコミュニケーションの充実と流域治水の推進により、被害が拡大しにくい都市環境の形成をめざし、多様な主体の参画と連携を促進します。
- 防災・減災とあわせて、脱炭素社会の実現にむけた都市づくりを一体的に進めます。市街地では、公園緑地や水辺空間等のグリーンインフラを都市基盤として積極的に活用し、防災性と環境性を備えた持続可能な都市づくりをめざします。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

3-1 三重県の都市づくりの方針

本冊 P106, 107

課題④ 「地域の魅力や暮らしの質」に関する課題

都市づくりの方針④

「地域の魅力を生かした都市づくり、多様な暮らし方の実現」

- 街路空間や公園・緑地、親水空間等の都市アセットの質を高め、歩いて回遊しやすく、滞留や交流を生むウォーカブルな空間の形成、にぎわいの創出をめざします。
- 地域振興の基盤となる景観、自然、歴史・文化などの地域資源を磨き上げ、景観の形成を進めます。観光交流や地域経済の活性化を通じて、持続可能な観光と地域づくりを進めます。
- リニア中央新幹線の整備やデジタル技術の進展を生かし、多様な働き方・暮らし方に対応した新たなライフスタイルを受け入れる住環境づくりとまちづくりDXを進め、Well-beingのまちづくりにつなげることで、定住・交流人口の拡大と地域の持続的な発展をめざします。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

3-2 三重県がめざす都市構造の方針

本冊 P108

5つの圏域を広域的な枠組みの基本としつつ、人口規模や都市機能の集積状況に応じて段階的に拠点を設定します。

あわせて、高速道路や公共交通を軸とした拠点間のネットワークを構築することで、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の構築をめざします。

（1）圏域

圏域の構成は、北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域の5圏域とします。

今後は、行政界にとらわれず、人の移動や経済活動、都市機能のつながりを踏まえ、必要に応じて圏域の見直しも行います。

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

第1回意見

3-2 三重県がめざす都市構造の方針

本冊 P111

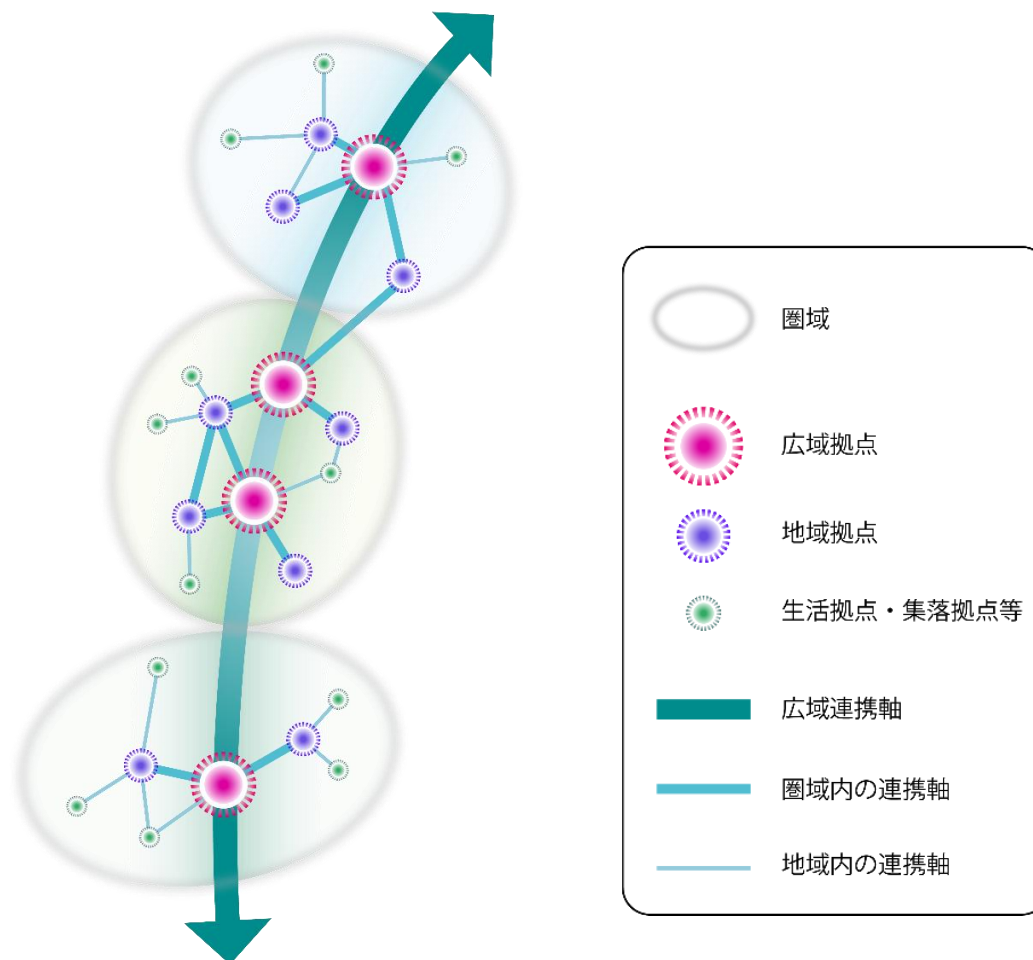


図 めざす都市構造の概念図

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

3-2 三重県がめざす都市構造の方針

（2）拠点

人口減少や施設の老朽化が進むなか、持続可能な都市構造を実現するため、圏域ごとに広域拠点と地域拠点を位置付けます。

広域拠点



広域拠点

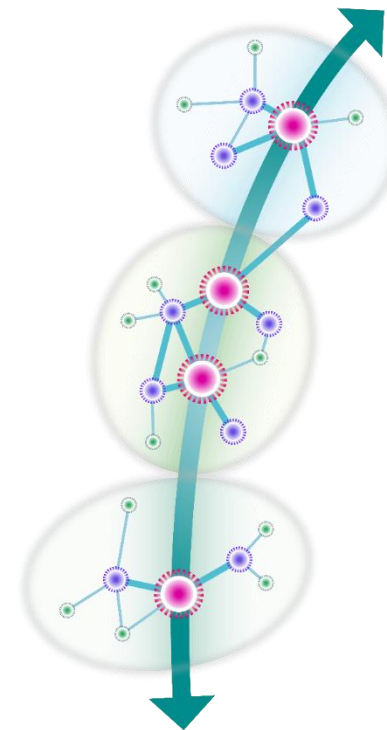
広域拠点は、圏域を単位とした広域的な観点から、多様な高次都市機能が集積し、公共交通等の結節機能を果たす拠点です。市町を越えた圏域における都市活動の二ーズに対応するため、必要なサービス水準を確保しつつ、都市機能の重複や非効率な分散を抑制することで都市経営の効率化を図ります。

地域拠点



地域拠点

地域拠点は、徒歩や公共交通等により到達可能な主要駅や役場等を中心に都市活動を支える拠点として、都市内で日常サービスを受けられる都市機能の維持・集約を図ります。



3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

第1回意見

3-2 三重県がめざす都市構造の方針

本冊 P109, 110

(3) ネットワーク（連携軸）

県全体の地理的特性を踏まえ、広域的な視点から三層構造を基本としてネットワークを位置付けます。

広域的な連携軸 広域連携軸

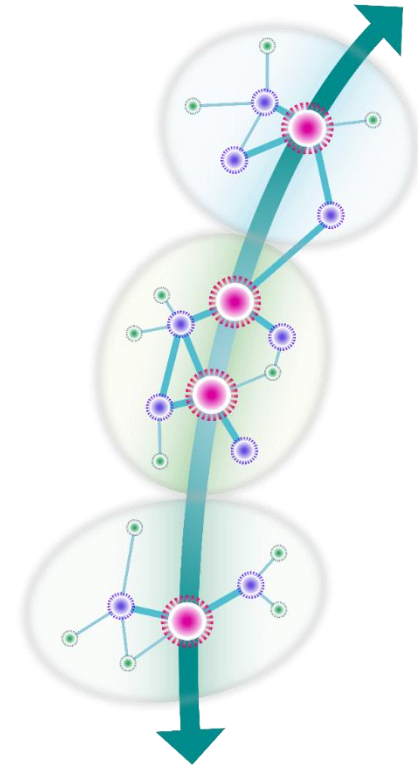
高速道路や鉄道（特急）等を広域的な連携軸と位置付け、地理的な結節性を活かしたネットワークの強化をめざします。

圏域内の連携軸 圏域内の連携軸

幹線道路、鉄道、路線バス等の連携軸を形成し、圏域内での役割分担と相互補完の促進を図ります。

拠点内及び拠点と各地域の居住地とのつながり

路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等により、必要なサービスにアクセスできる都市構造の実現をめざします。



3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P112

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（1）都市計画区域マスタープランの構成

都市の将来像や方針は、県土全体の方針や計画等と整合を図りながら、複数の都市計画区域を一括した区域外も含めた圏域ごとに示すことが必要です。

そのため、次期都市計画区域マスタープランでは、広域的な観点から、第1章として**圏域全体がめざすべき「都市計画の目標」**を設定します。

そのうえで、第2章を都市計画区域ごとに区域区分の決定及び区域区分を定める場合の方針を示す「**土地利用規制の基本方針**」、第3章を都市計画の決定方針を示す「**主要な都市計画の決定方針**」として構成します。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P112

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（1）都市計画区域マスタープランの構成

都市計画区域マスタープラン「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

第1章 都市計画の目標

1. 圏域・都市計画区域の現状と計画
2. 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題
3. 都市計画の理念と目標
4. 圏域・都市計画区域の将来都市構造図

理念及び目標の具体像として、拠点、連携軸、土地利用の用途別のゾーンからなる将来の都市構造図を示す。

第2章 土地利用規制の基本方針

区域区分の決定の有無及び区域区分を定める場合の方針を示す。

第3章 主要な都市計画の決定方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針
区域区分の有無に応じて、主要用途の配置方針等の土地利用の方針を示す。
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針
交通施設、下水道および河川、その他主要な都市施設について、基本方針、施設の配置方針、整備目標を示す。
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針
土地区画整理事業等の市街地開発事業について、決定方針、整備の目標を示す。
4. 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定方針
公園・緑地に関して、基本方針、配置方針、確保目標を示す。
5. 地域の特性に応じて定めるべき事項
上記のほか、地域の特性に応じた必要な項目について基本方針や施策の概要を示す。特に、「都市防災」に関する基本方針、施策の概要を示す。

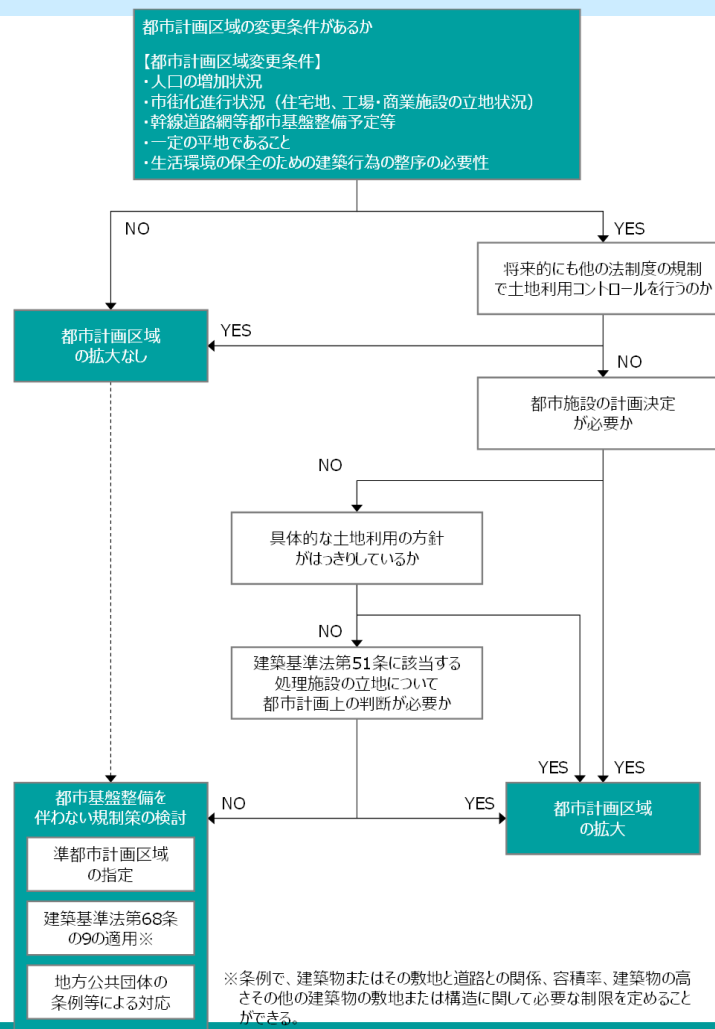
第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P114

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（2）都市計画区域に関する方針

図 都市計画区域の変更に関する検討フロー



3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P113

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

(2) 都市計画区域に関する方針

都市計画区域の再編及び拡大等については、以下の考え方に基づき判断するものとします。

1) 都市計画区域の再編

市町の一体的な都市づくりを進めるため、都市計画区域は単一であることが望ましいものの、複数の都市計画区域が必要な場合があります。

そのため、当該市町の方針を踏まえ、総合的・長期的な視点で検討します。

2) 都市計画区域の拡大等の見直し方針

都市計画区域に隣接し、開発が進んでいる、あるいは開発の可能性がある区域については、原則として都市計画区域への編入の必要性を検討します。

広域的都市構造に影響をおよぼすおそれのある区域については、準都市計画区域の指定や土地利用の規制等について検討します。

なお、都市計画区域は一体的・計画的に都市の整備、開発及び保全を行うための基本的な制度単位であり、災害からの復興を考える際、まちづくりのために有効であることから、人口減少やそれに伴う開発圧力の低下等を理由とした都市計画区域の縮小・廃止は望ましくありません。

そのため、原則として都市計画区域の縮小・廃止は行わないこととします。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P115～

3－3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

1）都市計画の目標

2）区域区分に関する方針

- ① 区域区分の状況
- ② 区域区分適用の考え方
- ③ 市街化区域の規模の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

- ① 土地利用に関する方針
- ② 都市施設整備に関する方針

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P115

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

都市計画区域マスタープランに記載すべき個別項目の基本的な考え方は以下のとおりです。

1）都市計画の目標

当該都市計画区域が属する圏域における都市計画の理念・目標と、将来の都市構造を示します。また、広域的な位置付けについても明らかにします。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P115

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

(3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

2) 区域区分に関する方針

① 区域区分の状況

三重県における区域区分の状況は以下のとおり、5都市計画区域で区域区分を定めています。

表 三重県における区域区分の状況

大都市圏	区域名称	当初線引 年月日	区域面積 (km ²)	区域人口 (千人)	構成市町
中部圏 都市整備区域	桑名	S45.8.31	171	178	桑名市、いなべ市、木曾 岬町、東員町
	四日市	S45.8.31	252	358	四日市市、朝日町、川 越町、菰野町、鈴鹿市
中部圏 都市開発区域	鈴鹿	S46.12.28	169	194	鈴鹿市
	津	S45.8.31	150	209	津市
	松阪	S47.12.26	174	144	松阪市
計	5区域		916	1,083	11市町

※菰野町は、中部圏都市整備区域には指定されていない。

※区域面積及び区域人口は、令和7年3月31日現在である。

資料：令和7年都市計画現況調査（国土交通省）

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P116

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

2）区域区分に関する方針

②区域区分適用の考え方

区域区分を定めている都市計画区域では、原則として維持します。

区域区分を定めていない区域では、地域の実情に応じて他の制度も活用しながら適切な土地利用誘導を図ります。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P116, 117

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

2）区域区分に関する方針

③市街化区域の規模の考え方

市街化区域の規模は、将来人口や世帯人員の見通し等をもとに、必要な市街地面積を見込む「人口フレーム方式」により設定します。

工業系産業用地等を確保する必要がある場合は、地域の状況及び産業の将来の見通しを勘案して、産業用地の規模を設定することを検討します。

なお、災害ハザードエリアでは、住居系土地利用の抑制や建築物の構造等の規制等を行う「土地利用検討区域」を検討します。

設定した土地利用検討区域内の住宅や公共施設等は、既成市街地内への移転を原則としますが、収容が難しい場合は、人口フレーム方式以外での市街化区域編入手法を検討します。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P117

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

(3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

2) 区域区分に関する方針

③市街化区域の規模の考え方

表 土地利用検討区域の設定の考え方

災害原因 の種別	土地利用検討区域の設定にあたり災害リスクの評価の基とする主な被害想定等
洪水	○水防法に基づき国土交通大臣または県知事が指定する洪水浸水想定区域（第14条第1項）、及び家屋倒壊等氾濫想定区域*
崖崩れ、 土石流、 地滑り	○土砂災害防止法に基づき県知事が指定する土砂災害警戒区域（第7条第1項）及び土砂災害特別警戒区域（第9条第1項）。 （土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定が未了である市町においては、土砂災害危険箇所の情報をもとに検討する。）
地震、津波	○津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（第8条第1項）

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P117～

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3) 主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

I. 区域別の土地利用の基本的な考え方

a. 市街化区域

b. 市街化調整区域

c. 非線引き都市計画区域

d. 準都市計画区域

e. 都市計画区域外

II. 大規模自然災害のリスクのある区域の土地利用の考え方

III. 産業に関する土地利用の考え方

a. 商業系土地利用

b. 工業系土地利用

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P117

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

I. 区域別の土地利用の基本的な考え方

a. 市街化区域

広域拠点等では、景観や生活環境に配慮しながら、土地の高度利用や空き地・空き家の活用を進めます。

拠点以外では、建物の高さや容積率等を適切に管理し、周辺と調和した市街地の形成を図ります。

また、立地適正化計画の活用により、居住や都市機能の適切な誘導を進めます。市街化区域内で居住誘導区域から外れた区域について、必要な場合には、居住調整地域の指定等による土地利用の抑制方策をとることも検討することとします。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P118

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

I. 区域別の土地利用の基本的な考え方

a. 市街化区域

このほか、人口減少により市街化区域内の人口密度の低下が見込まれる地域や、市街化区域への編入後、長期にわたり市街化の進行がみられない地域等については、他法令による土地利用の規制状況に留意しながら、市街化調整区域への編入（逆線引き）について検討することとします。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P118

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

I. 区域別の土地利用の基本的な考え方

b. 市街化調整区域

第1回意見

市街化調整区域は、市街化を抑制し、自然環境や農林漁業との調和を基本としつつ、既存集落では地域の実情に応じた一定の開発を認め、地域の活力や生活環境の維持を図ります。

地区計画や地域未来投資促進法等の活用により、必要な区域と土地利用の方向性を明らかとしたうえで一定の開発を許容し、計画的な都市づくりを促進します。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P118, 119

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

I. 区域別の土地利用の基本的な考え方

c. 非線引き都市計画区域

非線引き都市計画区域では、都市的な土地利用を進める区域と、農林漁業や自然環境を守る区域を区分して管理します。

市街地として利用する区域では原則として用途地域を定め、良好な環境の保全・創出を図ります。

白地地域では市街化を抑制します。そのため、他法令による土地利用の規制状況を踏まえ、必要に応じて特定用途制限地域を活用する一方、集落等における生活環境の向上や地域産業の維持・向上のために必要な場合には地区計画等を活用します。

なお、拠点への機能集約や立地適正化計画制度を通じて、計画的な土地利用を進めます。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P119

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

I. 区域別の土地利用の基本的な考え方

d. 準都市計画区域

積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、一定の開発行為等が進行しているなど、散発的な都市的土地利用によって地域の居住環境や営農環境、自然環境等の保全に支障をきたすおそれがある場合は、準都市計画区域の指定を検討します。

また、適切な土地利用を図るため、他法令の適用状況を踏まえつつ、必要に応じて用途地域や特別用途地区、特定用途制限地域等の地域地区の指定を検討します。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P120

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

I. 区域別の土地利用の基本的な考え方

e. 都市計画区域外

市町においては、圏域の将来都市構造を踏まえながら、都市計画区域外を含めた都市づくりを検討することが望ましいといえます。

立地適正化計画を策定する場合は、都市計画区域内が計画の対象となりその区域外に居住誘導区域等を設定することはできませんが、既存集落等については小さな拠点等として位置付け、日常生活の利便性の確保等を図っていくことが考えられます。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P120, 121

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

Ⅱ. 大規模自然災害のリスクのある区域の土地利用の考え方

第1回意見

大規模自然災害のリスクがある区域では、居住系・業務系・公共系の施設ごとに、災害リスクを踏まえた配置を進めます。

市町においては、立地適正化計画を作成し、防災指針において災害リスクを考慮した土地利用の方針を定めることも考えられます。

また、甚大な被害が発生した場合において、将来の生活再建を円滑にするため、事前復興まちづくりの観点からも都市計画区域外を含め将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりを検討しておくことが望ましいといえます。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P121, 122

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

Ⅲ. 産業に関する土地利用の考え方

a. 商業系土地利用

商業系土地利用については、生活サービスが効率的に提供されるよう、生活サービス施設の規模や配置状況を勘案し、必要な施設を維持・誘導します。また、就業機会の確保、地域の稼ぐ力の確立に向けて、業務施設等についても誘導し、生活サービス施設と相まって生活利便性の向上、にぎわいの創出に資する土地利用を推進します。

新たな大規模集客施設は、広域拠点の鉄道駅から約1 kmの範囲に立地誘導し、それ以外の場所では原則抑制します。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P122

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

Ⅲ. 産業に関する土地利用の考え方

b. 工業系土地利用

工業系土地利用では、周辺環境に配慮しながら、新たな産業立地や既存産業の維持を進めます。

特に、高速道路IC周辺等を「工業系土地利用誘導ゾーン」として位置付け、企業誘致や基盤整備を重点的に進めます。

工業系土地利用誘導ゾーンのうち、市街化調整区域・非線引き都市計画区域の白地地域に位置するもので、工業系用途地域の指定が困難な場合には、地区計画を活用し必要な整備を行います。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P122, 123

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

①土地利用に関する方針

Ⅲ. 産業に関する土地利用の考え方

b. 工業系土地利用

第1回意見

市町マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導ゾーン以外の区域に工業系土地利用の位置付けがあり、市町が主体となって都市計画の変更を行おうとするとき、三重県は、都市計画区域マスタープランの目標に即した判断を行います。

この際、工場立地等が散発的に進むことで都市経営の持続可能性が大きく損なわれる事態を避けるため、原則としてできるだけまとまった範囲・規模で、既存の都市基盤を生かしながら計画的な企業の立地・誘導が実施されるよう留意します。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P123～

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

②都市施設整備に関する方針

I. 交通施設の整備に関する基本的な考え方

a. 道路

b. 公共交通

II. 下水道及び河川の整備に関する基本的な考え方

III. その他、都市施設の整備に関する基本的な考え方

③市街地開発事業等に関する方針

④自然的環境の整備または保全に関する方針

⑤地域の特性に応じて定めるべき事項

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P123

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

②都市施設整備に関する方針

I. 交通施設の整備に関する基本的な考え方

a. 道路

道路は、人やモノの移動を支える基盤として、広域幹線道路網やアクセス道路を含めた幹線道路網の交通処理、空間形成、景観形成等の諸機能の維持・増進を図ります。

また、緊急輸送道路については、国土強靱化の観点から道路自体の防災性の維持・強化のほか、多重性を確保します。

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P123, 124

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

②都市施設整備に関する方針

I. 交通施設の整備に関する基本的な考え方

b. 公共交通

超高齢社会への対応や環境負荷の低減の観点から、より多くの人々が公共交通で移動することができ、また、利用者の確保により持続可能な運営を可能とする公共交通体系の構築をめざします。

体系としては、鉄道を基幹的な公共交通としながら、バス路線・コミュニティバスの維持・充実のほか、デマンド交通や新たな交通システムの導入について検討します。

また、リニア中央新幹線の開業を見据え、交通結節機能の強化を検討します。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P124

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

②都市施設整備に関する方針

Ⅱ. 下水道及び河川の整備に関する基本的な考え方

下水道は、生活環境の改善と水質保全を図りながら、地域に応じた適切な排水処理を進めます。

また、雨水対策として、下水道や排水路の整備を引き続き進め、浸水地域の解消に努めます。

河川については、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しながら、必要な河川改修等を進めます。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針

本冊 P124, 125

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

②都市施設整備に関する方針

Ⅲ. その他、都市施設の整備に関する基本的な考え方

その他の都市施設については、防災性の向上や都市機能の維持に必要な施設を着実に整備します。

必要に応じて都市計画決定を行い、土地の確保や施設整備を進めます。

また、施設の統合・複合化や多機能化も検討し、持続可能な公共サービスの提供体制をめざします。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P125

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

③市街地開発事業等に関する方針

都市の拠点や交通ネットワーク、良好な居住環境の形成に向けた市街地の整備を進めます。

主要な鉄道駅周辺、あるいは立地適正化計画における都市機能誘導区域等の都市の拠点となる地域では、必要に応じて市街地再開発事業等の実施を検討します。

また、拠点やその周辺地区、公共交通の沿線地域等において良好な住宅地の形成を図る場合は、必要に応じて土地区画整理事業等の実施を検討します。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P125

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

④自然的環境の整備または保全に関する方針

山林、農地、河川沿いの緑地や都市内の公園・緑地はグリーンインフラとして、他法令による土地利用規制との整合に留意しながら適切な地域地区を指定し、又はその指定を維持することで保全を図ります。

また、都市内において公園・緑地の適切な配置と整備を図り、美しく魅力と個性にあふれる都市づくり、地域の魅力を生かした都市づくりを進めます。

3. 都市計画基本方針（案）

第3章 三重県の都市計画に関する基本方針 本冊 P125, 126

3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針

（3）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方

3）主要な都市計画の決定方針

⑤地域の特性に応じて定めるべき事項

I. 都市防災に関する方針

地域の地理的特性及び人口集積、市街地の形成状況、産業構造等の現状と将来の見通しに応じて、都市構造の再編を検討します。

II. 自然環境・広域交流に関する方針

必要なアクセス道路等の交通施設や、観光交流のための施設等の整備、周辺部も含めた広域的な交流拠点としてふさわしい景観の維持・形成等に努めます。

III. 歴史・文化・景観に関する方針

地区計画や建築協定等の適用、景観法、景観条例等に基づく規制・誘導等による保全を図り、地域のポテンシャルを高めていきます。

3. スケジュール

2. スケジュール 小委員会各回実施内容（案）

	実施内容
第1回 (R8年3月9日)	● スケジュール共有 ● 素案（第1章～第2章）審議
第2回 (今回)	● 修正素案（第1～第3章）審議
第3回 (R8年8月31日)	● 中間案審議
第4回 (R9年1月26日)	● パブリックコメントの意見を踏まえた最終案審議 ※ <u>パブリックコメントにおいて意見の提出がなされなかった場合、提出された意見の内容が基本方針の内容に影響しないと判断できる場合は開催しない</u>

2. スケジュール

次期都市計画基本方針策定スケジュール

